

下野市自治基本条例

検証結果報告書

～取組推進のための提言～



平成 30 年 12 月

下野市自治基本条例検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	自治基本条例の検証方法	2
3	自治基本条例の検証結果	2
4	条例推進のための提言	3
5	まとめ	5

参 考 資 料

●	自治基本条例検証シート	6
●	自治基本条例検討委員会委員名簿	3 4
●	自治基本条例検討委員会の開催概要	3 5
●	自治基本条例	3 6
●	自治基本条例検討委員会条例	4 3



左：下毛野朝臣古麻呂（しもつけぬのあそんこまる）

右：べにまる（アシスタント）

1 はじめに

下野市では平成 26 年 3 月に市民が主役のまちづくり、協働によるまちづくりを推進するため、下野市自治基本条例を制定しました。自治基本条例は、本市における最高規範であることから、その内容はある程度恒久的なもので、本来安易に変更されるべきものではありません。

しかし、社会情勢に適合した内容となっているか、本市にふさわしいものであり続けているかを定期的に検証する必要があります。

このため、条例の実効性を保つための措置として、第 38 条で見直しに関して規定しています。5 年を超えない期間ごとに、条例の各条項に基づいて施策が行われているかどうかを市民参画のもとに検証を行い、その結果を踏まえ、条例の見直し及び市民が主役のまちづくりに関する政策について、必要な措置を講ずるものとするものです。

検証にあたっては、市民の参画のもとに検証を行う機関を設置するものとされ、平成 30 年度に「下野市自治基本条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を再開し検証を行うことになりました。

検討委員会は、市民 3 名、関係団体の代表者 3 名、学識経験者 5 名、市長が必要と認める者 1 名の計 12 名で構成されています。自治基本条例施行後、初めての検証でしたが、第 1 回目を平成 30 年 6 月 19 日に開催してから 11 月まで計 4 回の検討委員会を開催し、活発な議論のもと、慎重に検証を進めてきました。

本報告書は、各委員からの意見を集約し、検討委員会として 4 回まで検証を行った内容を取りまとめたものです。

平成 30 年 12 月 12 日

自治基本条例検討委員会

会 長 中村 祐司

2 自治基本条例の検証方法

検証に当たっては以下のとおりの自治基本条例検討委員会を4回開催しました。

- 第1回自治基本条例検討委員会（平成30年6月19日開催）
- 第2回自治基本条例検討委員会（平成30年7月13日開催）
- 第3回自治基本条例検討委員会（平成30年9月14日開催）
- 第4回自治基本条例検討委員会（平成30年11月6日開催）

委員会では、自治基本条例の定める条項ごとに、市の取組状況等を確認するとともにそれぞれの課題や問題について協議し、社会情勢の変化、法改正等に伴う条文改正及び新たな取組の必要性について、市より提出された自治基本条例の各条項に対する市の取組状況を記載した自治基本条例検証シート（以下、「検証シート」という。）（P7~P31）を基に検証を行いました。また、市民が主役のまちづくりを推進していくにあたり、特に重要である第10条（協働）及び第34条（人材及び組織の育成）については、検討委員会の中でより深く議論を重ね、今後の施策の方向性について提言を行いました。

ただし、次期検証においては、今回の実績と比較しどれだけ取組が進んだか、また、本市の在り方が自治基本条例の基本理念に近づいたか、正当な評価ができるよう検証の方法を検討する必要があります。

3 自治基本条例検証の結果

下野市では平成26年度より自治基本条例情報紙「らいさま」（以下、「らいさま」）を市民で構成される編集委員会による編集のもと年2回発行しており、現在第8号まで発行し、条例の見える化をテーマに市民への条例に基づく情報提供、啓発が行われています。らいさまの発行を通して、自治基本条例に即した事業等が行われていることの確認がされていると思われませんが、今回は自治基本条例第38条に定める視点での自治基本条例の検証を実施することとしました。

自治基本条例の定める条項ごとに、該当する実施事業の実績を記載した検証シートをもとに委員会において検証を進めたところ、委員会として概ね条例に

基づく取組がなされていると評価します。また、条例の改正については、現時点においては必要ないと判断いたしました。

ただし、将来を見据えて、条例推進のために今後必要と思われる取組について次の4のとおり提言いたします。

4 条例推進のための提言

(1) 第10条（協働）関係

自治基本条例の趣旨に沿った運用を図っていくには市民、議会、市が協働について更なる理解を深める必要があります。協働の理解を深めるため、平成29年度に職員版協働の指針が策定されました。しかし、協働を進めるにあたっては、行政と市民は車の両輪であり、市民が協働について理解を深めることは非常に重要であることから、市民版協働の指針の策定を求めます。

また、市民版協働の指針の内容については、職員版を市民向けに修正し、協働にふさわしい領域をより具体的に明示したうえで、現在その領域で活躍している市民団体等の活動内容を例示し、市民がイメージしやすくすることが必要です。さらに協働の活動事例をまとめたうえで、個々の活動の中身について丁寧に説明するスタイルで拡充し、さらなる内容の充実を求めます。

（協働）

第10条 市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行わなければならない。

(2) 第12条（市民の権利）関係

市民が主役のまちづくりの実現にあたっては、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること、市に関する情報を知ることができることが重要です。

そのため、NPO やボランティア団体等のコミュニティ組織や企業等の協働

の多様な担い手に関する情報を分かりやすく市民に伝え、関心のある方が気軽に参加できるようにしていくことが必要です。

については、市民が必要な情報を効率かつ効果的に入手できるよう市ホームページ等の内容の充実を図るよう求めます。

(市民の権利)

第 12 条 市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。

- (1) 安全かつ安心な生活を営むことができること。
- (2) よりよい行政サービスを享受することができること。
- (3) 議会及び市に関する情報を知ることができること。
- (4) 議会及び市に対し意見及び提案を表明することができること。
- (5) まちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること。

(3) 第 34 条 (人材及び組織の育成) 関係

市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが重要であり、環境(場所、機会、仕組みなど)づくりに努める必要があります。そのためには、市民活動の拠点となる(仮称)市民活動支援センター(以下、支援センターという。)の機能が必要であると思われます。現在、生涯学習情報センターや社会福祉協議会がボランティアバンクの管理運営等を担っていますが、市民活動の情報提供や相談、設備支援等、一貫的に支援できる機能が不足しています。

そのために、これらのサービスを一元的に提供できかつ市民活動支援の拠点となる支援センターが必要です。

支援センターの設置にあたっては、現在市の財政状況等も鑑み、新たに建物を建築するのではなく、既存の施設の有効活用を十分に見極める他、公共施設マネジメントの指針に基づき早期に進める必要があります。

(人材及び組織の育成)

第 34 条 市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。

5 まとめ

自治基本条例第38条の規定に基づき、条例に即した取組がなされているか、この条例が社会情勢にあっているのか、また、下野市にふさわしいものであり続けているか等について課題や問題点を検証しました。

検証結果は、「4 条例推進のための提言」に示したとおりですが、自治基本条例の理念を実現するために、十分な機能を備えた支援センターの設置が必要となっています。引き続き、本条例の理念実現に向け、人権尊重、情報共有、市民参画のルールを共有しながら、より一層市民の参画が進むこと、市民協働によるまちづくりの実現に向けて取り組んでいただければと思います。



自治基本条例検証シート

平成 30 年 7 月 13 日

下野市総合政策部
市民協働推進課

検証シートの見方

基本原則 第 5 条

第 1 条の目的を達成するため、市民、議会及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民、議会及び市は、一人ひとりの基本的人権を尊重する。
- (2) 市民、議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有する。
- (3) 市政に市民の参画の機会が保障されており、また、その参画を図るための取組を議会及び市は、積極

自治基本条例 第 1 条 目的や第 4 条 基本理念等は検証の対象外としているため、検証シートに掲載していません。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
1	市民協働推進課	男女共同参画推進事業	H 26 年度～	男女共同参画プランに基づき各種事業の推進と進捗管理を行うとともに、認知度向上と意識改革を図るため、男女共同参画情報紙「シェアリング」の発行、啓発パネルの展示活動等を実施する。 男女共同参画プラン及び配偶者等からの暴力対策啓発	【平成 29 年度実績】 男女共同参画推進委員会(年 5 回) 男女共同参画情報紙編集委員会 男女共同参画情報紙発行(年 2 回発行・計 40,000 部) 男女共同参画啓発カード(2,000 枚) 第二次男女共同参画プラン概要版(18,000 部)及び本書(200 部)印刷 【平成 28 年度実績】 男女共同参画都市宣言記念人権教育講演会(家田莊子氏)

自治基本条例施行の年である平成 26 年を基準としているため、平成 26 年以前から実施している事業についても「平成 26 年度～」と記載しています。

基本原則 第5条

第1条の目的を達成するため、市民、議会及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民、議会及び市は、一人ひとりの基本的人権を尊重する。
- (2) 市民、議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有する。
- (3) 市政に市民の参画の機会が保障されており、また、その参画を図るための取組を議会及び市は、積極的に推進する。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
1	市民協働推進課	男女共同参画推進事業	H26年度～	男女共同参画プランに基づき各種事業の推進と進捗管理を行うとともに、認知度向上と意識改革を図るため、男女共同参画情報紙「シェアリング」の発行、啓発パネルの展示活動等を実施する。 男女共同参画プラン及び配偶者等からの暴力対策基本計画に基づき、啓発等を実施する。	【平成29年度実績】 男女共同参画推進委員会(年5回) 男女共同参画情報紙編集委員会 男女共同参画情報紙発行(年2回発行・計40,000部) 男女共同参画啓発カード(2,000枚) 第二次男女共同参画プラン概要版(18,000部)及び本書(200部)印刷 【平成28年度実績】 男女共同参画都市宣言記念人権教育講演会(家田荘子氏)
2	市民協働推進課	人権啓発事業	H26年度～	人権教育・啓発推進行動計画の進捗状況を調査し、人権推進審議会において検討し、その結果を施策の推進に反映する。	人権推進審議会(3回) 部落解放愛する会栃木県連合会役員との合同研修(2名)、女性役員研修(2名)、会員研修(10名)
3	市民協働推進課	人権擁護委員事業	H26年度～	人権擁護にかかる意識醸成のために事業(人権の花運動、人権作文・書道コンテスト)の実施する他、人権擁護委員会の活動費補助を行う。	人権の花運動(花苗120ポット×6校) 人権作文・書道コンテスト 人権啓発リーフレット発行(16,000部) 人権擁護委員協議会負担金 人権擁護委員活動費補助金

基本原則 第5条

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
4	総合政策課	広報広聴業務	H26年度～	市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」、「市長といいききランチトーク」の開催 データ放送による情報発信 市ホームページの管理	市政懇談会「市長のいきいきタウントーク」の開催(石橋・南河内・国分寺の3会場で165名参加) ランチトーク 9回 69名 データ放送の制作及び放送業務委託(年間配信 300件) ケーブルテレビ株式会社への出資金
5	議事課	議会広報事業	H26年度～	「しもつけ市議会だより」発行(年4回)	議会だよりの発行 毎号 17,200部発行 年4回
6	総合政策課	広報発行事業	H26年度～	市政の啓発や行政情報、地域の話題等を広く市民に周知するため広報を発行する。 ゴミの分別収集や市の行事、保険事業などの市民の生活に密着した情報を総合的に周知するため行政カレンダーを発行している。 本市の業務内容や役立つ情報を掲載する暮らしの便利帳や市民手帳等を発行する。	広報しもつけの発行 毎月1日 19,800部 行政カレンダーの発行 29,800部 市民手帳の発行 1,000部

情報提供 第6条

議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
※	総合政策課	広報広聴業務		P9 再掲	
※	議事課	議会広報事業		P9 再掲	
※	総合政策課	広報発行事業		P9 再掲	
7	市民協働推進課	自治基本条例推進事業	H26年度～	自治基本条例情報紙編集委員会において、市民目線からの取材編集を行い、情報紙「らいさま」を年2回発行する。自治基本条例を広く市民に周知するため啓発グッズおよび既存のパンフレットを出前講座、各種イベント時に配布し、市民認識の浸透を図る。	自治基本条例情報紙編集委員会(5名20回) 自治基本条例情報紙印刷(2回発行・計38,000部) 第4号 交流を支える市民力 第5号 多様化する広域連携

情報公開 第7条

議会及び市は、市民の情報公開請求に対して、市民の知る権利を保障し、適切に情報を公開するものとする。

2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

個人情報の適切な取扱い 第8条

議会及び市は、保有する個人情報を適正に取扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
8	総務 人事課	情報公開 制度	H26 年度 ～	情報公開条例に基づき、市が保有している行政情報を「行政と市民の共通の情報資産」として公開していく制度で、市民が公開請求する権利を保障する制度です。	平成 29 運用状況 情報公開請求件数 24 件 公開 5 件 部分公開 12 件 非公開 7 件 審査請求件数 2 件
9	総務 人事課	個人情報 保護制度	H26 年度 ～	個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の適正な取扱いを確保し、保有個人情報の開示、訂正、利用停止を求める権利を保障する制度です。	平成 29 運用状況 個人情報保護制度 開示請求 5 件 開示 1 件 部分開示 0 件 非開示 4 件 訂正請求 0 件 利用停止請求 0 件

参考

市職員は、コンピュータで管理している個人情報の管理指針を定めた「市情報セキュリティポリシー」(総合政策課)、秘密漏えい・個人の秘密情報の目的外収集・コンピュータの不正使用等に対する懲戒処分を定めた「市職員の懲戒処分の指針」(総務人課)に基づき業務にあたっています。

協働 第10条

市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行わなければならない。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
10	市民協働推進課	市民活動支援事業	H26年度～	市民活動補助事業交付要綱に基づき、事業の募集を行い審査会の結果をもとに交付決定を行う。補助回数は、1事業について、5回までとする。公募型の補助制度であり、選考会は市民等で構成し、審査会は公開プレゼンテーション形式で実施する。	※P15 市民活動補助事業概要参照
11	農政課	元気な森づくり推進事業 ※とちぎの元気な森づくり県民税による事業	H26年度～	私たちの大切な森林を県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20年度から始まった事業である。 市においては、長年手入れされていなかった森林を地域住民自らの提案により整備・管理し、明るく安全な森林の維持に努めている。 ・整備事業:5年間で1,000千円/ha ・管理事業:年間50千円/haを5年間	<p>■地蔵山(南河内) 平成28実施 0.83ha 倒木整備 枝払い・下草刈り 通路整備 看板設置 延べ9日 延べ143人</p> <p>平成29実施 0.83ha 倒木整備 枝払い・下草刈り 延べ13日 延べ141人</p> <p>■兎山城址(石橋) 平成28実施 0.58ha 倒木整備 枝払い・下草刈り 延べ6日 延べ45人</p> <p>平成29実施 1.11ha 倒木整備 枝払い・下草刈り 延べ9日 延べ95人</p>

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
12	農政課	農村公園管理事業	H26年度～	トウサワトラノオ保全地の管理を地元東根自治会と委託契約を締結(委託料 600,000 円)	保全地除草作業 第1回 H29.7.9 50名参加 第2回 H29.9.24 30名参加 その他地元自治会による水管理を実施。PR用の菓子開発 H29.5.26トウサワトラノオ観察会の実施 30名参加
13	農政課	多面的機能支払事業	H26年度～	農村集落で地域一体となって、農業地域の環境保全や農業用施設の維持管理活動等を実施する団体等に対して助成を行う。 農業者だけで取り組みが可能な農地維持支払は、全24組織。非農家を入れて、より多面的な活動を行う資源向上支払(共同)は7組織。 交付金負担割合は、国(50%)、県(25%)、市(25%)	農地維持24組織 各保全会による除草作業、用排水路の堀浚い、水路の嵩上げ作業、生き物調査等を実施 通年
14	環境課	環境基本計画推進事業	H26年度～	しもつけ環境市民会議を計画推進の「要」として、計画中の環境パートナーシップ協働プロジェクトを展開していく。 1.各種イベント参加による、「環境パートナーシップ」の周知啓発。(年3回) 2.しもつけ環境フェア(しもつけ環境市民会議、環境課。協働プロジェクト)の開催。	H29.10.15 生涯学習センターまつりに参加 H30.1.21 消費者まつりに参加 H30.2.25 しもつけ環境フェア開催

協働 第 10 条

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
15	社会福祉課	社会を明るくする運動事業	H26年度～	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動としての社会を明るくする運動を実施している。	JR の市内 3 駅(小金井駅・自治医大駅・石橋駅)周辺において、3 日間早朝、社会を明るくする運動推進委員、保護司、更生保護女性会、民生委員による街頭啓発活動。参加者合計約 100 名
16	生涯学習文化課	しもつけ市民芸術文化祭	H26年度～	市民、市によるしもつけ市民芸術文化祭実行委員会を組織し、毎年 10 月にしもつけ市民芸術文化祭を開催。 各イベントにおいては、各団体から選出された役員が当日の運営に当たることとなる。 市は実行委員会に対して補助金上限 900,000 円を交付。	しもつけ市民芸術文化祭開催期間 H29.10.14～H29.10.29 舞台部門参加者 50 団体・個人、出演者数 586 名 展示部門出展者数 37 団体・個人、出展者数 593 名
17	生涯学習文化課	小中学校音楽祭	H26年度～	小中学校音楽祭は、市内児童・生徒に音楽発表の機会を提供し、音楽を通して児童・生徒の心身の健全育成に寄与するとともに、児童・生徒の親睦、交流を図る。また、家庭、地域、学校が連携して事業を行うことにより、下野市としての一体感を醸成する。 市は実行委員会に対して補助金を交付。	実施日:H29.9.30 参加団体 合唱:9 団体 合奏:7 団体 延参加者数:797 名

子どもの参画 第11条

市民、議会及び市は、子どもを下野市の未来を担う地域の宝として育てるとともに、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
18	総合政策課	第二次総合計画策定事業	H26年度～	後期基本計画の策定においては、下野市の現状の把握と前期基本計画の検証を実施し、庁内での総合計画策定委員会と専門部会、外部委員による総合計画審議会において協議のうえ策定する。パブリックコメントと市民説明会を経て、最終的に議会の議決により決定する。	【平成26年度～平成28年度】 第二次総合計画の基本構想・基本計画を策定 >アンケート(中学生・高校生・市民) >中学生によるワークショップ3回 >関係団体懇談会1回 >市民懇談会3回 >総合計画審議会8回 >パブリックコメント >市民説明会1回 >第二次総合計画概要版を全戸配布、概要版(中学生向け)を中学校全生徒に配布
19	総務人事課 学校教育課 議事課	中学生議会事業	H29年度～	市の将来を担う中学生が、地方自治の仕組みや市議会の役割を理解し論理的コミュニケーション能力を養成するとともに、まちづくりを身近なものとして感じてもらうことを目的に実施した。	第1回 平成29年8月19日開催 第2回 平成30年8月20日開催 市内4中学校から4名ずつ16名の中学生が参加
20	総務人事課	中学生平和研修派遣事業	H26年度～	非核平和事業及び平和学習活動の一環として、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学ぶため、次代を担う市内各中学校の代表生徒を広島に派遣した。	時期 平成29年8月5日～8月7日 参加人数 8名(市内各中学校2年生 男女各1名)

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
21	高齢福祉課	認知症サポーター養成講座	H26年度～	市内小中学校において、認知症の理解促進と、認知症の人と家族を見守るための地域づくりについて考える機会を設ける。	平成29年度、小学生365名、中学生286名が受講 (平成25年度からの累計小学生1,054名、中学生1,476名) 平成29年度からは、石橋高校でも実施
22	高齢福祉課	ふれあいふくし運動会の開催	H26年度～	スポーツを通じたふれあいの中で、心身のリフレッシュを図り、交流を深め地域福祉の向上を目的とする。※各幼稚園が時間内にできることを検討し発表している(踊り、組体操)。	平成29年度参加人数 国分寺地区 215名 石橋地区 雨天中止 南河内地区 586名
23	学校教育課	子ども未来プロジェクト	H26年度～	「輝く未来・あふれる笑顔」をスローガンに、小・中学生が主体的に、自分たちの学校生活をよりよくなる取組を行う。	地域美化啓発活動、道の駅しもつけで「ごみのポイ捨て禁止」を呼び掛けるポケットティッシュの配布 グリーン活動、小中学校の児童生徒による地域内の公園や通学路の清掃
24	学校教育課	特色ある教育活動推進事業	H26年度～	学校独自の特色ある教育活動を行うための活動費を補助する。独自活動の一部で児童生徒が校外において清掃活動や緑化活動を行っている。なお、活動内容決める際、児童生徒の意見を取り入れ決定している。	地域美化啓発活動、「ごみのポイ捨て禁止」を呼び掛けるポケットティッシュの配布 グリーン活動、通学路等の清掃 地域緑化活動、市内公共施設等への花プランター設置
25	環境課	下野市ごみ減量化ポスターコンテスト	H26年度～	ごみ減量化と環境への負担が少ない地域づくりを目指し、市民のごみ処理に対する関心を高め一人ひとりの日常生活を見直すため、小中学生を対象に環境問題を題材としたポスターコンテストを実施する。	平成29年度応募総数 小学生の部 389点 中学生の部 31点

子どもの参画 第 11 条

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
26	環境課	下野市リサイクルバスツアー	H26年度～	ごみ減量化と資源化への関心を高めることを目的として、市内小学生を対象にごみ処理施設を見学するバスツアーを開催する。	平成 29 年度参加者 52 名
27	建設課	小中学校の道路愛護事業参加	H26年度～	市内の小中学校の児童・生徒により、学校敷地内の道路に接した花壇等への花植栽活動を実施。	平成 29 年度の実績 【参加校】 小学校 11 校 中学校 1 校 【参加者数】 2,773 人 (H29) 【活動日数】 年 1～4 日まで、学校の実情に合わせて実施 【市からの助成】 1 校あたり 15,000 円上限
28	建設課	中学生の河川愛護事業参加	H26年度～	国土交通省が主体となって例年実施している鬼怒川小貝川クリーン大作戦への参加として、本市では鬼怒川河川敷内に市が占有している砂ヶ原球場周辺のごみ一掃清掃を実施。 参加者は、同球場にて活動している野球チームメンバーである中学生及び保護者が主体となって活動。	平成 29 年度の実績 【参加人数】 51 名 【実施日】 7 月 8 日

市民の権利 第 12 条

市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。

- (1) 安全かつ安心な生活を営むことができること。
- (2) よりよい行政サービスを受用することができること。
- (3) 議会及び市に関する情報を知ることができること。
- (4) 議会及び市に対し意見及び提案を表明することができること。
- (5) まちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
29	安全 安心課	自主防災 組織活動 補助金交 付事業	H26 年度 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災資機材整備補助は、世帯数の 11 階層別に上限額を設定 (50 世帯以下で 20 万円、21～100 世帯で 22 万円等。最大 501 世帯以上 40 万円とする。) ・ 防災組織活動費補助は、補助率と上限額を設定 (活動経費の 1/2 かつ 5 万円以上とする。) 	平成 29 年度 6 団体 栄町自主防災会 通古山自主防災会 ダイアパレス自主防災会 鯉沼自治会自主防災会 緑三丁目南自主防災会 緑三丁目北自主防災会
30	安全 安心課	石橋地区 消防組合 負担金	H26 年度 ～	下野市・上三川町・壬生町の 1 市 2 町からの負担金により運営され、石橋地区消防組合が事業主体となり、消防広域体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・救急救命事業 ・ 防火防災・救急救命の啓発事業 ・ 消防団、防災訓練等への指導等
31	安全 安心課	地域防災 計画の策 定	H26 年度 ～	本市における風水害や火災、地震などの災害に係る予防、応急、復旧・復興対策に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進する。	災害対策基本法や水防法等の関係法令の改正並びに平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨災害の検証結果に基づき、下野市地域防災計画を平成 28 年 3 月に改訂した。

市民の権利 第12条

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
32	安全 安心課	職員災害 対応マニュアルの策定	H26 年度 ～	災害発生時には、市長及び災害対策本部の指示に従い、迅速で機敏な行動を要するため、勤務時間内外を問わず速やかに行動できるようにする。	下野市地域防災計画の改訂と併せ、平成28年3月に改訂
※	総合 政策課	広報広聴 業務		P9 再掲	
※	議事課	議会広報 事業		P9 再掲	
※	総合 政策課	広報発行 事業		P9 再掲	

コミュニティ組織の責務支援 第 14 条

コミュニティ組織(市民活動団体を含む。)は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 コミュニティ組織は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力を努めるものとする。

3 市は、コミュニティ組織による活動について、公益性及び公平性に配慮して、その自主性及び自立性を損なうことのないよう、支援するものとする。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
33	市民協働推進課	コミュニティセンター運営事業	H26年度～	市民が主役のまちづくりを推進するため、コミュニティ推進協議会を支援し地域振興を図る。また、活動拠点となるコミュニティセンターの整備などを通し、市民活動の機会を提供する。	各コミュニティ推進協議会への運営費補助(11 団体) 市直営コミュニティセンターの修繕、管理、維持(6 施設)
34	市民協働推進課	コミュニティセンター指定管理者施設管理運営	H26年度～	コミュニティセンター10施設を地元のコミュニティ推進協議会に指定管理者として指定し、地元ニーズに即したサービスを提供する。	仁良川、グリーンタウン、上町、栄町、石橋駅前、石橋中央、石北1号館、石北2号館、友愛館、薬師寺コミュニティセンターの施設管理運営における指定管理者への委託
35	市民協働推進課	自治会長等事務報償事業	H26年度～	自治会振興を図るため、自治会振興交付金を自治会へ交付。また、全自治会長を非常勤特別職として委嘱する。自治会長の知識習得の場を設けるほか、情報提供などを通し職務遂行をサポートする。	自治会長報酬 149 名 自治会振興費交付金(149 自治会,15,511 戸) 自治会長ガイドブック配布 自治会長連絡協議会活動費補助

事業者の権利及び責務 第 15 条

事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、自然環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益的な活動への積極的な参加及び地域社会づくりに寄与するものとする。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
36	都市計画課	愛パーク事業	H26年度～	公園の美化を促進するため、ボランティア団体と公園管理者が公園美化活動のパートナーとして連携することにより、公園への愛着心を育むとともに安全で快適な公園環境の維持向上を図る。	【登録団体数】 5 団体 【活動回数】 延べ 36 回
37	商工観光課	産業祭事業	H26年度～	市民の産業への関心を喚起し、産業全般の振興発展及び市民との交流を通して地域活性化を図るため、市内商工業者を一堂に会しイベントを開催	平成 29 年度は台風のため中止
38	建設課	愛ロードしもつけ事業	H26年度～	地域住民等のボランティア団体と道路管理者が連携・協力して道路美化活動を実施。 【H28 年度の登録団体】 44 団体	平成 29 年度の実績 【活動日数】 8 日(4 月～3 月) 【団体数】 44 団体 【参加人数】 286 名
39	建設課	愛リバーとちぎ事業 ※県登録事業	H26年度～	県事業である「愛リバーとちぎ」に登録しているシルバー大学校・南校 下野市在住の会においての活動。	平成 29 年度の実績 【活動日数】 2 日 (12 月 9 日、3 月 24 日) 【参加人数】 61 名
40	農政課	緑化ボランティア活動助成事業	H26年度～	緑の募金による事業 森林・みどりの果たしている重要性を普及啓発するとともに、公共施設等の緑化、緑の少年団の育成及び市民参加による森林みどりづくり運動を推進し、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを行っている。	ボランティア団体 7 団体 花壇づくり、プランター花、植樹、樹木札設置、樹木マップ作成等 花苗 1,836 本、1,130 株苗木 24 本 延べ 616 人参加

議会の役割、責務、運営等 第 16 条

- 議会は、重要な政策の意思決定をし、政策を立案し、及び提言し、市政運営を監視するなど、その権能を十分に発揮しなければならない。
- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思を適切に把握し、かつ、議員間の討議を尽くすよう努めなければならない。
 - 3 議会は、市民の信頼に応え、公平性及び透明性を確保し、常に説明責任を果たすものとする。
 - 4 議会の役割、責務、運営等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

議員の責務 第 17 条

- 議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行い、市民の信頼に応えなければならない。
- 2 議員は、市政の適切な監視及び評価並びに政策提案のため、常に研さんに努めなければならない。
 - 3 議員の責務に関し必要な事項は、別に条例で定める。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
41	議事課	議会委員会調査研究事業	H26年度～	議員と執行部による行政視察の実施及び検討結果の報告。 議員研修会、市民と議会との講演会の開催。	平成 29 年度 総務常任委員会(富山県射水市、石川県かほく市) 経済建設常任委員会(新潟県村上市、新発田市) 教育福祉常任委員会(静岡県磐田市、掛川市) 議会運営委員会(岐阜県飛騨市、高山市) 議会だより編集委員会(山梨県中央市、大月市)
※	議事課	議会広報事業		P9 再掲	
42	議事課	議会報告会	H26年度～	市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行う。	平成 29 年度第 1 回 40 名参加 平成 29 年度第 2 回【各種団体との懇談会】 延 39 名参加

職員の責務 第 19 条

職員は、市民全体の奉仕者であり、市長の補助機関の一員として、自治の基本理念の実現のために公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たって、必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

総合計画 第 20 条

市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するために、市の最上位計画である総合計画を市民参画の下に策定し、かつ、定められた範囲で見直しを行うものとする。

2 総合計画の基本構想及び基本計画は、議会の議決により定めなければならない。

3 市は、個別政策分野に係る計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、総合計画との整合を図るものとする。

行政評価 第 21 条

市は、効率的かつ効果的で透明性の高い市政運営のため、行政評価を実施するものとする。

2 市は、行政評価の実施に際しては、市民参画を図り、その評価内容及び結果を分かりやすく公表するとともに、市政運営に反映させるものとする。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
43	総務 人事課	職員研修 事業	H26 年度 ～	職員の職務能力と資質の向上を目指し、地方公務員としての意識の確立を図る。	小山地区職員研修協議会研修 全 20 研修 延べ 154 名受講 栃木県市町村振興協会研修 全 24 研修 延べ 40 名参加 その他、とちぎ建設技術センタ ー研修・市独自研修実施
※	総合 政策課	第二次総 合計画策 定事業		P16 再掲	
44	総合 政策課	総合計画 推進事業	H26 年度 ～	学識経験者及び公募市民で組織する下野市行政改革推進委員会において、行政評価市民評価を実施する。市民評価では、市が実施する行政評価(内部評価)の妥当性について、市民目線により検証する。	平成 29 年度下野市行政改革 推進委員会 ➤委員 10 名 ➤委員会 5 回開催

出資団体等 第 24 条

市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じ、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。

2 市は、前項の団体に対して、市の出資等の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう要請するとともに、公益上特に必要な場合には、必要な支援を行わなければならない。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	運営方法等実績
45	商工 観光課	道の駅 しもつけ 管理事業	H26 年度 ～	道の駅しもつけの管理・運営に関し、直接行う業務と指定管理者に委託する業務を履行する。 指定管理者が行う業務 ・利用に係る事務 ・道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務 ・運営に関し必要な業務	【運営方法】第3セクターによる指定管理 年1回総会及び2か月に1回取締役会を開催 第8回定時株主総会H30年6月18日開催
46	生涯学 習文化 課	グリムの 森・グリ ムの館 管理事業	H26 年度 ～	<指定管理事業> ・「グリムの森・グリムの館」の利用許可及び維持管理業務を行う。 ・市民等を対象とした文化公演や展示会等を開催する。 <補助事業> ・一般財団法人グリムの里いしばしの運営に関すること。 ・収益を伴わない公益事業を開催する。	【運営方法】 H29.4.1～H30.3.31 なお、平成29年度第4回市議会定例会において、平成30年度から平成32年度までのグリムの森・グリムの館における指定管理者の指定について議決された。 平成29年度第2回市議会定例会において、平成28年度経営状況報告書を提出。

出資団体等 第 24 条

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	運営方法等実績
47	環境課	小山広域保健衛生組合負担金	H26年度～	広域的な圏域の環境及び衛生に関する事務を共同処理するため負担金を支払っている。経費の内容は、共通経費、保健予防経費、聖苑経費、ごみ処理事業経費、し尿処理事業経費。	保健予防 結核検診 受診者数 2,180 人、受診率 14.8%、休日歯科診療所 利用者数 389 人、夜間休日急患診療所 利用者数 9,262 人 聖苑 火葬場使用件数 311 件 ごみ処理 排出量 中央清掃センター 9,320t、南部清掃センター 894t し尿処理 生し尿 923t、浄化槽汚泥 2,975t、農業集落排水汚泥 2,478t 【運営方法】議会 6 回開催 内 2 回は臨時議会
48	環境課	クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金	H26年度～	石橋地区の廃棄物の適正な処理及び再資源化を図るため、宇都宮市に一般廃棄物の処理に関する事務を委託し、その費用を負担金として支出する。	ごみ排出量 5,506t 【運営方法】 協議会年 2 回開催
49	商工観光課	栃木県南地方卸売市場負担金	H26年度～	栃木県南地方卸売市場に関する事務委託に関する負担金 小山市・栃木市・下野市・壬生町・野木町の 3 市 2 町で構成 ※平成 29 年 9 月末をもって、栃木県南地方卸売市場事務組合は解散。	【運営方法】 小山市が取りまとめて、委託 小山市・栃木市・下野市・壬生町・野木町の 3 市 2 町で構成し、小山市が取りまとめ委託 下野市負担金（負担割合 0.95%）
50	安全安心課	石橋地区消防組合負担金	H26年度～	下野市・上三川町・壬生町の 1 市 2 町からの負担金により運営され、石橋地区消防組合が事業主体となり、消防広域体制の充実を図る。	石橋地区消防組合負担金 【運営方法】 議会 4 回開催 含臨時議会 2 回

※法令外負担金

栃木県人権擁護委員連合会他 61 団体 4,119,300 円

提案、要望、意見等への対応 第 28 条

市は、市民から提案、要望、意見等があったときには、速やかに事実関係を調査し、対応しなければならない。この場合において、必要に応じ、積極的にそれらを施策に反映させるように努めなければならない。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
※	総合政策課	広報広聴業務事務		P9 再掲	
51	総合政策課	市政への提案意見事業	H26年度～	市民の率直な意見提案を・提案箱、かんたん申請、窓口持ち込み、メール等受けつけている。	<p>H29 年度 全 107 件(回答 73 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案箱 61 件(39 件) ・かんたん申請 23 件(21 件) ・窓口持ち込み 4 件(4 件) ・メール 15 件(7 件) ・郵便 3 件(1 件) ・電話 1 件(1 件) <p>※未回答については、匿名により回答不能あるいは市政への提案とは言えない内容で各課へ情報提供のみになったものです。</p>

公益通報 第 29 条

職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。

2 市は、法令の定めるところにより、職員から行われる公益通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な処置を講じなければならない。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
52	総務 人事課	公益通報 制度	H26 年度 ～	公益通報者保護法に基づく公益通報の適切な処理及び公益通報者の保護を図る。	平成 29 年度 通報件数 0 件
53	行政 委員会	公平 委員会	H26 年度 ～	公平委員会の運営に関すること。 (委員 3 名の報酬、研修旅費等)	平成 29 年度 1 回開催、委員 3 名出席

危機管理 第 30 条

市は、市民の生命及び財産を守るために、災害等の緊急時を想定した危機管理体制の構築に努めなければならない。

2 市民及び市は、災害等の緊急時には、協力して対応しなければならない。

3 市は、災害等の緊急時における市民との連携が有効に機能するように、定期的に市民及び議会と協議して役割分担、仕組みづくり及び環境づくりについての見直しに努めなければならない。

4 市民は、災害等の緊急時には、まず自助及び共助ができるように、日頃から地域内の連携を図るものとする。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
※	安全 安心課	自主防災 組織活動 補助金交 付事業		P19 再掲	
※	安全 安心課	石橋地区 消防組合 負担金		P19 再掲	
※	安全 安心課	地域防災 計画の策 定		P19 再掲	
※	安全 安心課	職員災害 対応マニ ュアルの 策定		P20 再掲	

人材及び組織の育成 第 34 条

市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
※	市民協働推進課	市民活動支援事業		P12 再掲	
54	市民協働推進課	コミュニティセンター運営事業	H26年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティ推進協議会への運営費補助 ・コミュニティセンターの修繕、管理、維持 ・国分寺地区コミュニティ盆踊り・花火大会の運営補助 ・石橋地区お神輿広場の運営補助 	コミュニティ推進協議会運営費補助(11 団体) コミュニティ助成(宝くじ助成) 薬師寺コミュニティ
55	文化財課	文化財観覧ガイド養成講座	H29年度～	下野市歴史文化基本構想に基づく「東の飛鳥プロジェクト」の一環として、市民との協働による歴史のまちづくりを実現するため「文化財観覧(かんこう)ガイド」の養成を行う。	①12/19「文化財による観覧のまちづくりと市民の力」49 名 ②1/13「下野市の文化財」47 名 ③1/27「古墳時代の下野市」56 名 ④2/3「古代の下野市」56 名 ⑤2/17「中世の下野市」51 名 ※平成 30 年 6 月末現在でガイド登録 26 名
56	生涯学習文化課	生涯学習による協働のまちづくり支援事業	H26年度～	全国のまちづくりの実践者等を講師として招き、先駆的事例を学ぶ。	H26 93 名参加 H27 77 名参加 H28 94 名参加 H29 中止(講師の都合による)

人材及び組織の育成 第 34 条

※施設利用状況				
◆公民館 開催講座(講座 6 種 家庭教育講座・青少年教育講座・セカンドステージ支援講座・まちづくり入門講座・成人講座・高齢者講座)				
セカンドステージ支援講座開催数				
国分寺	石橋	南河内	南河内東	合計
2	1	2	2	7
まちづくり入門講座				
国分寺	石橋	南河内	南河内東	合計
2	1	1	1	5
自主サークル数				
国分寺	石橋	南河内	南河内東	合計
41	59	33	23	156
※4 館合計 7,805 件 のべ 113,776 人利用実績 ※1 件あたり 14 人				
◆生涯学習情報センター				
貸館状況 (研修室 ミーティング室 和室)634 件 6,421 人 (10 人/件)				
相談件数 28 件(2 件/月) 利用登録団体数 75				
印刷室 364 件(30 件/月) 展示スペース 36 件(3 件/月)				
主催講座				
パソコン関連講座 年 29 回 ボランティア養成講座(緑化・傾聴)年 7 回				
利用者団体のつどい 年 2 回				

広域連携 第 35 条

市は、広域化する行政課題に対して、近隣及びその他の市町村、県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりを推進するものとする。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
※	環境課	小山広域保健衛生組合負担金		P26 再掲	
※	環境課	クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金		P26 再掲	
※	安全安心課	石橋地区消防組合負担金		P19 再掲	
57	市民課	住民票の写し等の交付に関する事務事業	H26年度～	宇都宮市、上三川町、壬生町の窓口にて市民の住民票の写しの他、戸籍謄本、抄本の取得できるサービス。	平成 29 年度実績 【住民票】 95 件 【戸籍謄本】229 件 【戸籍抄本】 63 件 委託料 38,700 円 ※1 市 2 町合計
58	総合政策課	1 市 2 町連携会議事業	H27年度～	下野市・上三川町・壬生町が地域振興や定住促進を図るため、一体となった課題解決策等を検討・実施する。	【平成 29 年度】下野市・上三川町・壬生町「1 市 2 町合同婚活プロジェクト」事業実施 ➢3 回開催 (H29 年 8 月、10 月、12 月) ➢参加者数 102 名(男 51 名、女 51 名) ➢カップリング成立数 18 組 (成功率: 35.3%)
※	商工観光課	栃木県南地方卸売市場負担金		P26 再掲	
59	総合政策課	小山地区定住自立圏形成協定締結	H28年度～	小山市を中心市とし、圏域全体における定住促進・地域活性化を図るため、連携・協力により各種取組みを実施する。	【平成 29 年度】小山地区定住自立圏共生ビジョンにおける具体的取組 41 事業のうち、15 事業が目標値を達成している。

国内交流 第 36 条

市は、歴史及び文化等を共有する他の市町村との交流を積極的に図り、歴史及び文化等を大切にすまちづくりを推進するものとする。

2 前項に規定する交流のほか、市は、災害等の緊急時に備え、他の市町村との相互支援を積極的に推進するものとする。

国際交流 第 37 条

市は、国際交流の文化を大切にするとともに、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

2 市民及び市は、多文化共生社会の視点に立ち、敬愛と相互理解と学び合いの精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。

番号	課名	事業名	実施期間	内容(概要)	実績(回数、人数等) ※直近の年度のデータを記載
60	市民協働推進課	親善友好都市交流事業	H26年度～	市内交流協会が実施する高松市及び宮城県亘理町との交流を支援・促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市国際交流協会活動費補助、事務局運営 ・高松市との小学生相互派遣(20名/年) ・亘理町へのスポーツ交流派遣(40名程度/年) ・グリムの里 夏期日本語講習会(ミュンヘン大学生の受け入れ)
61	市民協働推進課	国際交流事業	H26年度～	市民の国際交流活動を支援するとともに、国際交流を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市国際交流協会活動費補助及び事務局運営 ・国際交流員1名配置 ・ドイツとの中学生相互派遣(3年に1回、前回13名)

●下野市自治基本条例検討委員会委員名簿

(敬称略)

No.	区 分	氏 名	所属団体等	備 考
1	市民（公募）	大平 正夫	公募	
2		蓮見 忠夫	公募	
3		太田 芳一	公募	
4	関係団体の 代表者	野田 香代子	下野市商工会女性部副部長	
5		川俣 一由	自治会長連絡協議会会長	副会長
6		須崎 隆幸	市PTA連絡協議会理事	
7	学識経験者	中村 祐司	宇都宮大学地域デザイン科学部教授	会長
8		岡田 雅代	自治基本条例情報紙 編集委員会委員	
9		鈴井 祐孝		
10		黒須 重光		
11		諏訪 守		
12	市長が必要と認める者	村尾 光子		市議会議員

○任期：平成30年6月19日 ～ 報告書提出日

●下野市自治基本条例検討委員会の開催概要

月 日	内 容
平成 30 年 6 月 19 日	第 1 回下野市自治基本条例検討委員会 ・自治基本条例について ・検証項目について
平成 30 年 7 月 13 日	第 2 回下野市自治基本条例検討委員会 ・自治基本条例の検証について
平成 30 年 9 月 14 日	第 3 回下野市自治基本条例検討委員会 ・市民活動支援センターの在り方について ・市民協働の指針について
平成 30 年 11 月 6 日	第 4 回下野市自治基本条例検討委員会 ・検証報告書について
平成 30 年 12 月 12 日	市長へ検討報告書提出

●下野市自治基本条例（平成 26 年 3 月 20 日 条例第 1 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び市の役割及び責務並びに自治の基本原則を定めることにより、地方自治の本旨に基づくまちづくりを実現することを目的とする。

（位置付け及び最高規範性）

第 2 条 この条例は、市政の基本事項について本市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

2 市民、議会及び市は、この条例を遵守しなければならない。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び事業者をいう。
- （2） 議会 議会及び議員をいう。
- （3） 市 市長及び市の執行機関をいう。
- （4） 参画 まちづくりに主体的に参加し、行動することをいう。
- （5） 協働 市民、議会及び市が共通課題を解決するためにそれぞれの役割及び責任を対等な立場で、協力して活動することをいう。

第 2 章 自治の基本理念及び基本原則

（自治の基本理念）

第 4 条 市民が主役のまちづくりを推進することを基本理念とする。

2 市民、議会及び市が協働によるまちづくりを推進することを基本理念とする。

（基本原則）

第 5 条 第 1 条の目的を達成するため、市民、議会及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進するものとする。

- （1） 市民、議会及び市は、一人ひとりの基本的人権を尊重する。
- （2） 市民、議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有する。
- （3） 市政に市民の参画の機会が保障されており、また、その参画を図るための取組を議会及び市は、積極的に推進する。

（情報提供）

第6条 議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。

(情報公開)

第7条 議会及び市は、市民の情報公開請求に対して、市民の知る権利を保障し、適切に情報を公開するものとする。

2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の適正な取扱い)

第8条 議会及び市は、保有する個人情報を適正に取扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(参画)

第9条 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。

2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。

(協働)

第10条 市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行わなければならない。

(子どもの参画)

第11条 市民、議会及び市は、子どもを下野市の未来を担う地域の宝として育てるとともに、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。

第3章 市民及びコミュニティ組織

(市民の権利)

第12条 市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。

- (1) 安全かつ安心な生活を営むことができること。
- (2) よりよい行政サービスを享受することができること。
- (3) 議会及び市に関する情報を知ることができること。
- (4) 議会及び市に対し意見及び提案を表明することができること。
- (5) まちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること。

(市民の責務)

第13条 市民は、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) まちづくりの参画に当たり、自らの発言及び行動に責任を持つこと。
- (2) 人権を尊重し、他の個人としての尊厳を侵さないこと。
- (3) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践すること。

(コミュニティ組織の責務及び支援)

第14条 コミュニティ組織（市民活動団体を含む。）は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 コミュニティ組織は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力に努めるものとする。

3 市は、コミュニティ組織による活動について、公益性及び公平性に配慮して、その自主性及び自立性を損なうことのないよう、支援するものとする。

(事業者の権利及び責務)

第15条 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、自然環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益的な活動への積極的な参加及び地域社会づくりに寄与するものとする。

第4章 議会

(議会の役割、責務、運営等)

第16条 議会は、重要な政策の意思決定をし、政策を立案し、及び提言し、市政運営を監視するなど、その権能を十分に発揮しなければならない。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思を適切に把握し、かつ、議員間の討議を尽くすよう努めなければならない。

3 議会は、市民の信頼に応え、公平性及び透明性を確保し、常に説明責任を果たすものとする。

4 議会の役割、責務、運営等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(議員の責務)

第17条 議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行い、市民の信頼に応えなければならない。

2 議員は、市政の適切な監視及び評価並びに政策提案のため、常に研さんに努めなければならない。

3 議員の責務に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5章 行政

(市長の責務)

第18条 市長は、市の代表として、公正かつ誠実に市政を運営し、自治の基本理念に応えるよう指導力を発揮しなければならない。

2 市長は、地域社会、市民生活等の実態、変化等を中長期的かつ広域的に把握して、市政に反映するよう、努めなければならない。

(職員の責務)

第19条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市長の補助機関の一員として、自治の基本理念の実現のために公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たって、必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

(総合計画)

第20条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するために、市の最上位計画である総合計画を市民参画の下に策定し、かつ、定められた範囲で見直しを行うものとする。

2 総合計画の基本構想及び基本計画は、議会の議決により定めなければならない。

3 市は、個別政策分野に係る計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(行政評価)

第21条 市は、効率的かつ効果的で透明性の高い市政運営のため、行政評価を実施するものとする。

2 市は、行政評価の実施に際しては、市民参画を図り、その評価内容及び結果を分かりやすく公表するとともに、市政運営に反映させるものとする。

(行政組織)

第22条 市は、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的な業務の執行を進めるため、機能的な組織体制づくりに努めるものとする。

(財政及び財務)

第23条 市は、持続可能な財政運営を行っていくために財政計画を策定し、財政の健全化を図るものとする。

2 市は、財政状況を分かりやすく市民に公表するものとする。

(出資団体等)

第24条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じ、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。

2 市は、前項の団体に対して、市の出資等の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう要請するとともに、公益上特に必要な場合には、必要な支援を行わなければならない。

(行政手続)

第25条 市は、処分、行政指導、届出等に関する手続について、公正の確保、透明性の向上及び手続の迅速化を図らなければならない。

2 前項に規定する行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(法務)

第26条 市は、政策を実現し、又は地域の課題を解決するため、法令の解釈及び運用並びに条例、規則等の制定改廃に積極的に努めなければならない。

(説明責任)

第27条 市は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民に対する情報提供に努めるとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。

(提案、要望、意見等への対応)

第28条 市は、市民から提案、要望、意見等があったときには、速やかに事実関係を調査し、対応しなければならない。この場合において、必要に応じ、積極的にそれらを施策に反映させるように努めなければならない。

(公益通報)

第29条 職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。

2 市は、法令の定めるところにより、職員から行われる公益通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な処置を講じなければならない。

(危機管理)

第30条 市は、市民の生命及び財産を守るために、災害等の緊急時を想定した危機管理体制の構築に努めなければならない。

2 市民及び市は、災害等の緊急時には、協力して対応しなければならない。

3 市は、災害等の緊急時における市民との連携が有効に機能するように、定期的に市民及び議会と協議して役割分担、仕組みづくり及び環境づくりについての見直しに努めなければならない。

4 市民は、災害等の緊急時には、まず自助及び共助ができるように、日頃から地域内の連携を図るものとする。

第5章 参加及び協働

(意見募集)

第31条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に広く影響を与えるものについて、市民に情報提供を行い、広く意見を求めるものとする。

(1) 条例の制定又は改廃

(2) 計画の策定、変更又は廃止

(3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市は、前項の規定による意見を十分考慮し、意思決定を行うものとする。この場合において、市は、当該意見及び意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

(委員の公募及び審議会等の公開等)

第32条 市は、市が設置する審議会等（以下「審議会等」という。）の委員の選任に当たっては、原則として公募による委員を含めなければならない。

2 市は、委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を保ち、審議会等の設置目的に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な要件に配慮しなければならない。

3 市は、審議会等の会議を原則として公開しなければならない。

4 市は、審議会等の開催情報、会議結果等を公表しなければならない。

(住民投票)

第33条 市長は、市政に関する重要事項について、住民（住民投票を行う主体をいう。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票は、当該重要事項に関する情報が住民に提供され、熟議を経た上で行われなければならない。

3 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関して必要な事項は、事案ごとに別に条例で定める。

4 議会及び市は、住民投票の結果の公表に努め、当該結果を尊重しなければならない。

(人材及び組織の育成)

第34条 市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。

第7章 連携及び交流

(広域連携)

第35条 市は、広域化する行政課題に対して、近隣及びその他の市町村、県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりを推進するものとする。

(国内交流)

第36条 市は、歴史及び文化等を共有する他の市町村との交流を積極的に図り、歴史及び文化等を大切にすまちづくりを推進するものとする。

2 前項に規定する交流のほか、市は、災害等の緊急時に備え、他の市町村との相互支援を積極的に推進するものとする。

(国際交流)

第37条 市は、国際交流の文化を大切にするとともに、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

2 市民及び市は、多文化共生社会の視点に立ち、敬愛と相互理解と学び合いの精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。

第8章 条例の実効性の確保

(見直し)

第38条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参画の下に検証を行い、その結果を踏まえ、条例の見直し及び市民が主役のまちづくりに関する政策について、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する条例の検証を行うための機関を設置するものとする。

3 前項に規定する機関に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

●下野市自治基本条例検討委員会条例 (平成25年3月22日 条例第2号)

(設置)

第1条 市民自治の確立に向け、自治に関する基本的な理念、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例(以下「条例」という。)の検討を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、下野市自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の検討に関すること。
 - (2) 条例の素案の作成に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。
- 2 委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、必要に応じ、第1項の事務に係る検討等の状況を市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条第2項の規定による報告を行うまでとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 6 条委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(部会)

第 7 条会長は、特別の事項について検討等を行わせるため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうち会長が指名した者(以下「部会員」という。)で組織する。

3 部会には、部会長を置くことができる。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

5 第 4 条第 2 項及び前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、第 4 条第 2 項及び第 5 条中「会長」

とあるのは「部会長」と、前 2 条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第 8 条委員会の事務を処理するため、総合政策部に事務局を置く。

2 委員会の会議録は、事務局が作成する。

(委任)

第 9 条この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

